

町の風土を生かした域内連携・交流人口拡大促進事業業務委託
仕様書

1. 委託業務番号

令和4年度 苓商観委 第5号

2. 委託業務名

町の風土を生かした域内連携・交流人口拡大促進事業業務委託

3. 履行場所

苓北町内外

4. 履行期間

契約締結の日 から 令和5年1月31日(火) まで

5. 目的

苓北町(富岡)は、雲仙天草国立公園に指定されるなど自然豊かで、島原・天草一揆で天草四郎率いる一万を超える一揆勢でも攻め落とせなかった富岡城などのキリシタン関連遺産等が残っているにも関わらず、歴史好きな人にしか知られていないなど認知度が低い。

また、コロナの影響だけではなく、数年来観光客が減少傾向にある。特に観光を目的とした宿泊客が少なく、滞在時間も短くなっている現状である。

本町固有の「里山里海」の産物である一次産品を町の風土や食文化を生かした食として観光施設で提供することで付加価値の高い魅力ある観光商品を造成するとともに、地域の各事業者連携で造成に取り組むことで、地域の交流人口拡大に向けた意識高揚と情報発信強化に取り組むことで、滞在時間の延長につなげる。

併せて、新規来訪者だけではなく、交流人口の継続的な拡大を図るため、リピーターの創出と周遊性の向上にも取り組むことを目的とする。

6. 業務内容

委託する業務は、下記(1)～(5)のとおり。

(1) 食を生かした観光商品の造成、運營業務

町内の宿泊施設や飲食店等で提供している「朝ごはん」に共同で特徴づけを行い、観光商品「れいほくの朝ごはん」としての企画・造成

西九州新幹線部分開業(9月23日予定)に合わせて、9月末より2ヶ月間キャンペーンを計画すること。

業務目的に沿った商品造成、運営の基本計画及び実施計画の策定

実施計画に基づいた商品企画、開発作業の実施
実施計画に基づいた運営と継続できる体制の構築

(2) 観光商品を生かした情報発信業務

「れいほくの朝ごはん」と、夕方の時間帯に別途開発する「新たな観光商品」と併せて、一体の商品化と広告宣伝・販売促進を行うことで、宿泊客の増加につなげる

こと。
造成した商品を生かした情報発信の強化を実施
業務に関連するWebシステムの構築

(3) 周遊性の向上、リピーター獲得への取組み

周遊性を高めるために必要となる取組みの企画、造成と運営を実施
リピーター獲得に必要となる取組みの企画、造成と運営を実施

(4) 町内外の連携先の選定と調整業務

事業効果を発揮し、引き上げるような連携先の提案
苓北町内宿泊施設、飲食施設、土産物販売店、商工会、農協、漁協などを想定
町により選定した連携先との調整等の実施

(5) その他

(1)～(4)と併せて実施することでより効果が高まると判断できる事業があれば
別途提案すること。

7. 成果品の納品方法

(1) 本業務については、受託者が苓北町に対して業務報告書を提出し、苓北町の確認
検査に合格したことをもって業務を完了したものとする。

(2) 提出する成果品は下記のとおりとする。

業務報告書（紙媒体・電子媒体）

本業務で制作した動画など（電子媒体）

その他業務報告に必要となるもの

(3) 納期

令和5年1月31日（火）まで

8. 留意事項

(1) 著作権等

- ・ 本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（苓北町及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場の一切の責任は、受託者が負うものとする。

る。

- ・ 委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、苓北町に帰属する。
- ・ 使用する映像（写真を含む。）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。
- ・ 苓北町による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。
- ・ 本委託による成果品は、苓北町の実施事業等のため、別途、第三者との契約による複製利用等ができるものとする。

（２）留意事項等

- ・ 事業の実施にあたっては、苓北町と十分協議の上実施すること。
- ・ 受託者は、原則として第三者に業務を代行させてはならない。ただし、事前に文書により苓北町と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- ・ 業務を実施する上で必要な資料・画像等は、原則取材・撮影等により受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用（使用料、出演料、謝礼等含む。）は受託者の負担とする。ただし、苓北町において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については苓北町の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・ 受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。
- ・ 事業の実施にあたって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・ 本仕様書に記載の無い事項及び疑義がある場合は、苓北町と事前に協議するものとし、必要に応じて承認を得ること。